

明石市立幼稚園の給食について

明石市立幼稚園では、民間給食業者からの外部搬入方式により給食を提供しています

① どんな給食ですか？

- 昼食は、ご飯(主食)とおかず(主菜・副菜が3~5品)が盛り付けられたお弁当形式です

※ 月2回程度、主食がパンに変更されます

※ 週2回程度、ご飯にふりかけがつきます

- 民間給食会社と市が連携し、献立を作成しています(献立表は市ホームページから確認いただけます)

- 15時頃に、間食(市販のおやつ)を提供します(④1号認定・新2号認定の場合は、ご家庭から持参ください)



② 食物アレルギーに対応していますか？

- 明石市立幼稚園では、通常のお弁当の他に卵アレルギー、乳アレルギーに対応した給食の提供を開始しています

- その他の食物アレルギーをお持ちの場合、ご家庭よりお弁当をご持参いただく場合がございます

- 食物アレルギーをお持ちの方で給食を希望される場合、主治医の診断にもとづき対応しますので、別途申請が必要です



食物アレルギー対応食(卵・乳アレルゲン除去)について

・卵、乳のアレルゲンを除去した給食を提供しています

・提供間違いを防ぐため一般食とは色や形が異なる容器を使用しています

※ 食物アレルギー対応についての詳細は、裏面をご確認ください

③ 必ず申し込む必要がありますか？

- 希望制によるお申込みとなりますため、ご家庭よりお弁当をご持参いただくことも可能です

ただし、お申込みまたはご家庭からの持参の選択性であり、献立内容等による日々の変更はできませんのでご了承ください

④ 給食のお申込み方法等について ※ 食物アレルギーをお持ちの方は、裏面もご確認ください

	1号認定	新2号認定	2号認定
申込書類	<p>【全員】教育時間の給食 (給食様式第04-01号)食物アレルギー疾患問診票兼給食(昼食)申出書</p> <p>【希望者のみ】預かり保育利用時の給食 (給食様式第05-01号)預かり保育利用申請書兼給食申込書【1号認定児用・一般利用】 (給食様式第05-02号)預かり保育利用申請書兼給食申込書【1号認定児用・優先利用】</p> <p>※ 1号認定児・新2号認定児の場合、給食は昼食のみの提供です 預かり保育利用時の間食(おやつ)はご家庭より持参ください</p>	<p>【全員】 (給食様式第04-02号)食物アレルギー疾患問診票兼給食(昼食・間食)申出書</p> <p>【全員】 (給食様式第05-03号)保育利用時間確認書【2号認定児用】</p> <p>※ 2号認定児の場合、給食は昼食と間食(おやつ)の提供です</p>	
給食費	教育時間 月額400円 (3歳児…4・8月徴収なし、4・5歳児…8月徴収なし) 預かり保育利用時 1食140円	月額460円	月額460円

※ 給食費は、市内在住者の金額となります。市外在住の方は、別途園にご確認ください。

※ 給食の申込み締切日は各幼稚園にご確認ください。

※ 締切日に間に合わない場合、翌月からの提供ができない場合があります。

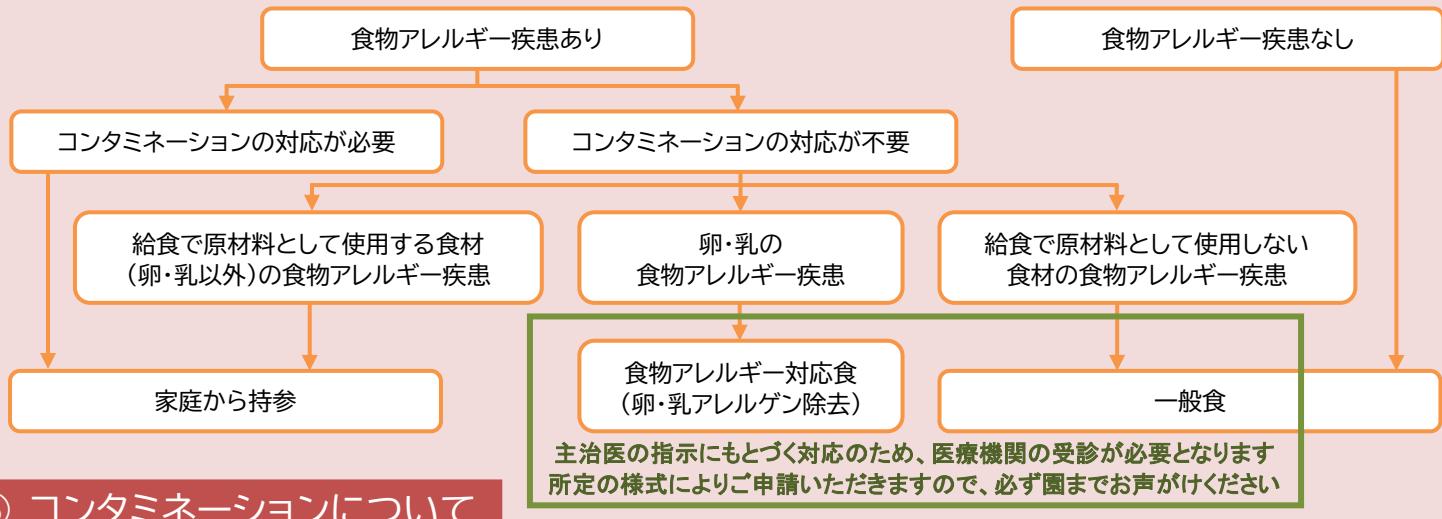
明石市立幼稚園給食における食物アレルギー対応について

明石市立幼稚園では、卵アレルギー及び乳アレルギーに対応した給食を提供しています

その他の食物アレルギー疾患をお持ちの方でも給食提供の対象となる場合がありますので、下記フローチャートをご確認ください

安全性を最優先し、給食の提供にあたってはアレルゲンの完全除去または解除で対応しています。

「卵 20g のみ可」や「加工品のつなぎのみ可」といった部分的解除での給食提供は行っておりませんので、ご注意ください。



⑤ コンタミネーションについて

食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー物質が微量混入してしまうことをコンタミネーションといいます。明石市立幼稚園の給食を調理している民間給食業者では、幼稚園以外の給食調理も実施していることから、幼稚園の給食で原材料として使用する食材以外の食物アレルギー疾患がある場合でも、医師の指示により提供可能かどうかを確認しています。

- 昼食(弁当)だけでなく、2号認定児に
- 提供する間食(おやつ)についても、「幼稚園で原材料として使用していない食材」は使用しません

⑥ 幼稚園給食で原材料として使用している食材について (食品表示法にもとづくアレルギー表示対象品)

食品表示法にもとづくアレルギー表示対象品目のアレルゲンについて、幼稚園給食における原材料の使用状況は以下のとおりです

表示	幼稚園給食で使用している食材		幼稚園給食で使用していない食材
義務	卵、乳	小麦、えび、かに (これらの食物アレルギー疾患の場合、給食の申込み不可)	くるみ、そば、落花生
推奨		いか、オレンジ、牛肉、ごま、さけ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、もも、やまいも、りんご、ゼラチン (これらの食物アレルギー疾患の場合、給食の申込み不可)	アーモンド、あわび、いくら、カシューなツツ、キウイフルーツ、さば、まつたけ

※ これらの品目以外の食物アレルギー疾患をお持ちの場合につきまして、使用状況の確認がとれないことから給食のお申込みはできません

⑦ 給食の申込み方法

幼稚園より下記の書類を配付します。書類のご準備ができましたら、幼稚園までご提出ください。

その際、面談を実施して詳細な内容を確認させていただいたうえで、提供内容を決定します。

必要書類の提出

- (幼ア_様式 1)幼稚園における食物アレルギー対応について 【保護者確認用】
 - (幼ア_様式 2)食物アレルギー対応申請書 兼 決定通知書 【保護者記載】
 - (幼ア_様式 3-1)主治医宛依頼文書 【主治医配付用】
 - (幼ア_様式 3-2)生活管理指導表 【主治医記載】
 - (幼ア_様式 4)食物アレルギー個別対応票 兼 面談票 【保護者記載】
 - (幼ア_様式 5-1)「エピペン®使用に関する情報提供」の記入について 【保護者確認用】
 - (幼ア_様式 5-2)エピペン®使用に関する情報提供 【保護者記載】
- ※ (様式 5-1)(様式 5-2)はエピペン®処方の場合のみ配付

面談・対応の決定

毎月の献立内容の確認

食物アレルギー対応食提供の場合

- 毎月「保護者確認用献立表」にて、献立内容を確認いただきます
- 確認後は、確認欄にサインいただき、幼稚園まで提出ください

入園決定の時期により、手続きが給食のお申込みの締切に間に合わない場合、対応可能な月からの給食提供となります。